

謹啓 処暑の候、時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

日ごろから、北海道の文化行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度は、北海道博物館の総合展示につきまして、貴重なご意見・ご指摘を賜り、誠にありがとうございます。

当館は、平成 27 年に北海道の総合博物館としてリニューアルオープンしたところであり、北海道立総合博物館として、多くの皆様からの様々なご意見を伺いながら、条例をはじめとする関係法令や、設立に当たって定めた使命、基本的運営方針等を踏まえ、展示のあり方等のさらなる工夫、充実に努めていかなければならないものと考えております。

つきましては、この度のご意見・ご指摘を踏まえ、次のとおり、現在の展示の考え方等を説明させていただきますとともに、今後の展示の充実に向けて検討を進めていくべきと考える点などについて、お伝えします。

先ず、アイヌ民族と北海道の歴史に関するご質問・ご意見（第 1・2 テーマに関する質問 1～質問 5）についてご説明します。

第 1・2 テーマに関するご質問のうち、質問 1 と 3 につきましては、当館の総合展示においてアイヌ民族と北海道の歴史の展示に関する重要な事項についての捉え方や表現のあり方に関するご質問と受け止めております。

先ず、アイヌ民族が日本の先住民族であることにつきましては、平成 20 年 6 月 6 日の国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、これを踏まえた内閣官房長官談話において「政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識」が示されています。当館の展示では、基本的にはこれらの決議等を踏まえ、アイヌ民族を日本の先住民族と説明したものです。

この官房長官談話では、「アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し活力ある社会を形成する「共生社会」を実現することに資するとの確信」が述べられており、このことは当館の使命とする「北海道のすべての人…が生み出し、残し託してくれた北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を大切な宝ものとして未来へとつなぐ」「北海道の国際化・文化力の向上…をめざす」等にも沿ったものであると考えております。

このような決議や談話に至る背景には、政府の有識者懇談会における学識者の審議をはじめ、民族学等の学会においても、アイヌ民族を先住民族と位置付けることを求めた意見・要望等があったと認識しております。

北海道の国際法上の位置付けについてですが、平成 3 年第 122 回臨時国会における政府の答弁書において、「我が国の固有の領土であって、江戸時代末から明治時代初め

にかけ我が国とロシアとの間で国境の確定が行われた際、北海道本島については全く問題とならず我が国の領土であることは当然の前提であった」とされているところであり、現在もこの見解が踏襲されているものと理解しております。

一方で、江戸時代までの北海道につきましては、幕府はこの地を「蝦夷地」と呼び、本州以南の諸藩におけるような現代の戸籍に相当する人別帳の編成を行わず、藩政の基盤となる石高制を施行しない等、明らかに異なる位置付けをとっていました。このことは、18世紀頃までの日本地図の多くが蝦夷地を描かないか、または異なる色で塗られていること等にも反映されています。また、江戸時代には蝦夷地のアイヌ民族の社会が一定の自律性を有していたことが、当時の記録からうかがえることが広く指摘されています。当館の展示では、江戸時代までの蝦夷地が本州以南とは異なる位置付けであったことと、明治維新以後において「蝦夷地」を「北海道」と名付け、はじめて全道を直接に管轄する行政庁である開拓使を設置する等の施策が進められた経緯とを踏まえ、明治以降にあらためて近代国家に組み込まれた地域という意味で表記したものです。

展示における考え方は以上のようなことですが、このような重要な事項につきましては、それぞれの用語や考え方について、よりわかりやすくなるよう、引き続き検討と工夫を重ねてまいりたいと考えております。

ご質問の2、4、5につきましては、いずれも、いわゆる北海道の開拓や近代化がアイヌ民族の生活や文化に与えた影響などの捉え方に関するものと受け止めております。

北海道の開拓政策が進められる中で、アイヌ民族のそれまでの生活基盤が大きな影響を受け、また伝統文化の様々な要素が否定され、アイヌ語等はその継承が危機的な状況に至ったこと等は、広く知られていることと認識しており、当館の展示におきましても、このような面を伝えるようにしているところです。

それとともに、今日までの北海道の歴史の歩みの中で、アイヌの人々が自らの生き方を広げ、農業を始めとする様々な職業に就き、地域社会の担い手となっていたことを紹介し、アイヌ民族と和人とは、共に北海道を築いてきたのであり、これからの北海道を担っていくとの認識を示しているところです。このようにアイヌ民族と北海道の歴史の様々な側面を示すことで、「多文化共生」「異文化理解」「国際化」が重視される国際社会に向けて、北の大地の豊かさを伝えていきたいと考えています。

今後とも、歴史の様々な面をよりわかりやすく、的確に伝えることができますよう、展示で取り上げるテーマや視点、表現等の見直し、充実に努めてまいりたいと考えております。

次に戦時下から戦後にかけての北海道の歴史に関するご意見（第4テーマに関する質問1～質問3）について、ご説明します。

ご質問の1～3につきましては、治安維持法、戦後のいわゆる公職追放とレッドページ、また新憲法制定をめぐる当時の人々の意識等、戦時下から戦後にかけての北海道の歴史に関する事実認識や表現・用語のあり方に関するものと受け止めております。

治安維持法につきましては、その施行下では特別高等警察等により、いわゆる共産主義、社会主義等のほか、学生、労働者による活動が広く取締の対象となったことが知られており、厳しい取締も行なわれたことが様々な記録に残されていると認識しております。当館の展示では、このような認識を踏まえ、戦時下の道民の生活を紹介するにあたり、治安維持法のこうした面にも注意を払ったものです。

「旧支配者層が復活」との表現は、いわゆる公職追放によって、それまでの社会の指導的立場にあった人々が公職に就くことを禁止されましたが、昭和22年以降順次処分の取消や解除が行なわれ、これらの人々が指導的立場に復帰したとの認識に基づくものです。また、「共産主義者は再び弾圧されました」との表現は、いわゆるレッドページと呼ばれる共産主義者の取締によって、多くの人々が解雇されたとの認識に基づくものです。

なお、原子爆弾の使用につきましては、当館におきましても、現在のみならず当時においても厳しく批判されるべきことであると認識しております。

憲法について、「多くの国民が歓迎した」との表現は、現憲法の制定、施行当時の世論調査などの各種の記録において、現憲法を肯定的にとらえる回答が多数を占めているものが多くみられるとの認識に基づくものです。あくまで当時の社会情勢を説明したものであり、今日の憲法論議を巡る政治的主張を踏まえたものではございません。

以上のように、展示の考え方についてご説明いたしました。現代史については評価も様々に分かれている面もありますことから、それぞれの表現や用語につきましては、当時の北海道と道民の生活に即して、歴史の様々な出来事や側面をよりわかりやすく伝えていけるよう、今後とも引き続き、展示や表現の工夫を検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道の歴史・産業に関し、展示の中でより積極的に位置付けるべき事項に関するご意見（第4テーマに関する質問4）についてご説明します。

ご質問の4につきましては、第4テーマに即していただいたものですが、展示の中で「札幌オリンピック」「農業発展の歴史」「北海道の歴史の中で特に注目しとりあげべき人物」等についてより積極的に位置付けていくべきとのご提言をいただいたものと受け止めております。

先ず北海道における稲作産業の努力につきましては、総合展示の第3テーマにおいて「北海道の米づくり」や「農業の王国へ」のコーナーを設け、その努力の歴史を、

使用されてきた様々な農具なども交えて紹介していますが、なお一層の充実に努めてまいります。

札幌オリンピックにつきましては、道民に勇気と感動を与え、都市基盤整備にも大きく貢献するなど、北海道・札幌を世界に広く発信する機会にもなったと認識しており、既に昨年度、テーマと期間を決めて展示を行う「クローズアップ展示」コーナーにおいて、札幌オリンピックをテーマに関連する資料を紹介したところですが、来年度に向けて、常設展示化につきましても検討してまいりたいと考えております。

また、ご提言にありました、今日の北海道の礎を築いた人々につきましては、今後様々な形で焦点をあてて幅広く紹介していきたいと考えております。

最後に北方領土問題に関する当館の姿勢に関するご意見をいただいたもの（同質問5）についてご説明します。

質問5につきましても、上記と同様、第4テーマに即していただいたものではありませんが、ご提言の趣旨は、道政上の重要課題でもある北方領土問題について、当館においてどのように取り組んでいくのか、ということにあると受け止めております。

当館といたしましては、北方領土が北海道本島と歴史的、地理的、文化的に密接な関わりを持ち続けてきた事実について、来館者の皆様により深く知っていただくことが大切であると考え、総合展示の各所に、それらに関する資料や解説を配置しているところです。

北方領土をはじめ千島、樺太に関する展示の充実については、これまでも様々な方々からご意見をいただいているところでもあり、戦後70年を過ぎ、元島民の方々も多くの方が他界され、残った方々も平均81歳を超えている今日、北方領土を行政区域とする北海道として、一日も早い領土復帰を願い、戦後の千島、樺太からの引き揚げと戦後開拓などの生活体験にも重点を置きながら、領土問題を含む北方四島に関する展示の充実と常設化の検討を速やかに進めてまいりたいと考えております。

おわりに

北海道博物館のあり方の検討並びに運営の基本方針につきましては、関係法令に基づくものであることはもとより、「北海道文化審議会」における審議をはじめ、有識者による幾度かのご審議をいただきながら進めてきたところです。また平成22、26年度にパブリックコメントを実施する等、より多くの道民の方々からの様々なご意見をいただくよう努めてきたところです。

2年後の平成30年には北海道150年という大きな節目の年を迎えますことから、現在、道では、記念事業の実施に向け、様々な分野の有識者等で構成する「北海道150年道民検討会議」を設置し、検討を始めております。

議論の中では、北海道独自の歴史や文化を次世代に伝えていくべき、この間に苦勞された多くの先人の思いを伝えるべきといったご意見があったほか、アイヌの人々と和人の人々とが、過酷な自然環境のもとで、ともに助け合ってきたエピソードも紹介されました。

道としては、この150年という節目にあたり、今後とも、さらに様々なご意見、ご提言に耳を傾け、これまで積み重ねてきた歴史、先人の偉業を振り返り、次の50年の北海道づくりに継承するための取組を進めてまいります。

北海道博物館におきましても、昨年度、有識者からなる「北海道博物館協議会」を新たに設け、多くの道民の声を反映しながら展示内容等の充実に努めてきたところでありますが、こうした150年を契機とした議論や事業を踏まえるとともに、今回、貴会からいただいたご意見をはじめ、来館者など様々な方々のご意見やご要望を参考としながら、広く道民にご理解を深めていただくとともに、国内外に北海道の魅力が伝わるよう、展示内容の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。 謹白

平成28年8月22日

日本会議北海道本部

会長 中川義雄 様
理事長 田下昌明 様

北海道知事 高橋はるみ